

令和7年度 埼玉版FEMA（感染症）シナリオ作成等業務委託 仕様書

1 委託業務の目的

埼玉版FEMAによる感染症対応訓練を通じて、新型インフルエンザ等感染症発生時に対処すべき事項や役割分担について、関係機関（国、県、市町村、医療機関、消防機関等の関係者をいう。以下、同じ。）同士の強固な連結を推進し、県全体の感染症危機への対応力を強化するため、訓練で用いるシナリオ作成等業務を委託することを目的とする。

2 契約主体

埼玉県知事

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

4 委託業務の内容

埼玉版FEMAによる感染症対応訓練に係る業務を行う。

(1) 新型インフルエンザ等感染症発生時に対処すべきシナリオの作成

埼玉県感染症予防計画や埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画等を参考に、下記ア及びイの場面について、それぞれ、新型インフルエンザ等感染症発生時に対処すべきシナリオ（新型インフルエンザ等感染症に係る感染動向シミュレーションを含む）を作成する。具体的には以下のとおり。

【シナリオの種類】

- ・ 訓練シナリオ
：訓練の条件や討議のポイントを整理した資料
 - ・ 役割分担表
：対処すべき事項について、どの機関が対処を行うかを示すもの
 - ・ タイムライン
：対処すべき事項について、機関ごとに時間軸に沿って整理したもの
 - ・ 対処事項チェックリスト
：訓練で想定する事象が発生した際に、対処事項の具体的な活動内容やその手順を対象機関ごとにリスト化したもの
- ※ それぞれの作成イメージは別紙のとおり。

想定する感染症は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に類似した、感染性が高く、幅広い世代、地域に患者発生が想定される感染症とする。

シナリオの作成は、必要に応じ、関係機関への照会やヒアリング、事例調査、文献調査、専門家への意見聴取を行い、それらの情報を基に作成すること。なお、シナリオは図上訓練（検討会方式）（以下、「訓練」という。）で使用することに留意して作成すること。

ア 流行初期

- ・ 世界で新型インフルエンザ等感染症に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階から、新型インフルエンザ等感染症の流行初期（感染症法第44条の2第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等感染症の発生の公表から約3か月）までの期間を想定する。
- ・ 流行状況（陽性者数、重症者数、病床使用率等）については、新型インフルエンザ等感染症の発生の公表後3か月の時点で、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における第3波（令和2年9月14日から令和3年2月22日）と同様の状況を想定すること。

イ 流行初期以降

- ・ 新型インフルエンザ等感染症の流行初期以降（感染症法第44条の2第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等感染症の発生の公表後約3か月以降）を想定する。
- ・ 流行状況については、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における第5波（令和3年6月11日から令和3年12月14日）及び第6波から第8波（令和3年12月15日から令和5年5月7日）のうちいずれか1つと同様の感染拡大と収束が起こる状況を想定すること。
- ・ なお、新型インフルエンザ等感染症の発生の公表後1年の時点で、当該感染症について感染症法第44条の2第3項に基づく新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表されることを想定すること。

ウ 想定事例

埼玉県感染症予防計画や埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画等を参考に提案すること。主な想定事例は以下のとおり。

- ・ 感染症有事体制への移行
- ・ 感染症発生状況の情報収集

- ・ 県民への状況提供
- ・ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応
- ・ 検疫所への協力
- ・ 高齢者福祉施設等の感染対策
- ・ 患者や濃厚接触者への対応
- ・ 学校の感染対策、休業・休校
- ・ ワクチン接種体制の構築
- ・ 医療措置協定締結医療機関による対応
- ・ 宿泊療養体制の整備
- ・ 検査体制の整備
- ・ 保健所の疫学調査
- ・ 備蓄物資の配布
- ・ 県民生活・県民経済の安定

(2) 訓練の調整・実施

4 (1) で作成したシナリオに基づき、委託者へ協議の上、関係機関が参加する訓練を実施するための準備、調整を行い、訓練を実施すること。

なお、訓練は委託者が指定する日において、流行初期と流行初期以降の各1回実施すること。1回の参加人数は30機関(Web参加含む)程度を想定している。

ア 訓練の準備

訓練実施に先立ち、資料や物品等の準備を委託者とともに行うこと。

- ・ シナリオや参考資料、投影資料など、訓練で使用する資料の作成、準備
- ・ 出席者名簿、当日スケジュール、会場レイアウト図、アンケート等、訓練に付随する資料の作成や準備
- ・ 訓練で使用する物品の準備

イ 参加者の調整

訓練の参加者に対し、実施連絡や出席者の照会等を、委託者と分担して行うこと。

ウ 当日の運営

訓練前は会場設営や受付を行うこと。また、訓練中は進行役(ファシリテーター)を主として担うこと。また、訓練風景の撮影や出席者へのフォローなど、進

行補助を行うこと。

また、Webによる訓練参加又は訓練の視聴ができるようにすること。

各会ともに図上訓練（検討会方式）内に参加者間による意見交換の時間（20分程度）を設けること。

なお、意見交換の議題は、受託者において検討すること。

エ 訓練後の事務

訓練実施後、訓練の概要や出席者・視聴者の所属・氏名等の状況、アンケート結果等を取りまとめ、訓練結果報告書を作成すること。また、訓練で出た意見等をシナリオへ反映し、訓練結果報告書とともに参加者へフィードバックすること。

(3) 打合せの実施、会議等への出席

受託者は、専任の担当者を配置し、委託者と密接に連絡調整を行うとともに、適宜、打合せを行うこと。打合せは対面とWebのどちらでも構わない。また、打合せの資料及び会議録を作成すること。なお、作成に係る費用は受託者が負担すること。

(4) 委託事業報告書の作成

委託者の指示に従って事業の実施結果について報告書を作成すること。

(5) 成果品の提出

本業務完了時に、受託者は成果品として以下のものを提出すること。

	成果物	提出形式
1	本業務で使用したシナリオ・資料等一式	電子データ
2	委託事業報告書	電子データ
3	図上訓練結果（記録写真データ）	電子データ

5 その他注意事項

(1) 企画提案した内容については、業務を進める中で、委託者と受託者で協議を行った上で、修正や変更を行う場合がある。

(2) 受託者は、本訓練の目的を踏まえ、感染症法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関係法令並びに埼玉県感染症予防計画、埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画及び関係機関の策定する感染症対応に係る計画・マニュアル等を

把握し、業務に反映すること。

- (3) 記録用に適宜写真や映像を撮影し、委託者に電子データで納品すること。また、撮影した写真や映像の権利は委託者に帰属するものとする。

6 委託業務実施に当たっての留意点

(1) 著作権の取扱い

受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条記載の各権利を含む）を委託者に譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。

(2) 第三者が権利を有する著作物

納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切の受託者の責任において処理するものとする。

(3) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。

○訓練シナリオ（抜粋）

(20XX-1年)12月27日 発生早期 **フェーズ1** 流行初期 フェーズ2

○ X国で新興感染症が発生。新興感染症の世界的流行

●羽田空港検疫所

<状況概要>

- X国で新たな感染症が流行。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に類似して、感染性が高く、幅広い世代で流行。なお、X国との間では、ビジネスや観光で多くの人が行き来している状況。
- 世界各地に感染が拡大。X国からの帰国者や訪日者の中に発熱症状等を訴える人が見られる状況。



【出典】厚生労働省note
<https://mhfw-communication-gov.note.jp/n/n0775846d43a2>

0

(20XX-1年)12月27日（続き） 発生早期 **フェーズ1** 流行初期 フェーズ2

【〇〇課】 【〇〇】

○ 感染発生動向の情報収集はどのように実施するか。特に海外の動向をどのように収集するか。

【〇〇課】

【〇〇】

1

(20XX年) 1月15日 発生早期 **フェーズ1** 流行初期 フェーズ2

【〇〇保健所】 【〇〇保健所】 【〇〇保健所】

○ 厚生労働省が国内で初めての患者発生を公表。埼玉県在住者の中にも、新興感染症の流行以降にX国に渡航歴のある人が多数見られる状況。

○ 帰国者からの相談に対して、どのように対応するか。

【〇〇保健所】

【〇〇保健所】

【〇〇保健所】

2

〇タイムライン（抜粋）

埼玉版FEMA（感染症）

タイムライン（時系列の行動計画）

～新型インフルエンザ等感染症への対応～



